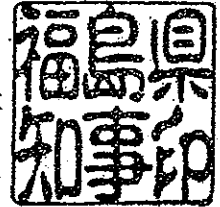




21環 保 第1195号
平成21年10月 2日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

湯川等における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

2. 諮問理由

環境基本法第16条第1項による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められているが、平成15年11月に「水生生物の保全に係る水質環境基準」が、新たに「生活環境の保全に関する環境基準」として位置付けられ、類型ごとに基準が定められた。

環境基準の類型を当てはめる水域の指定（以下「類型指定」という。）については、環境基本法第16条第2項により、政令により国が指定する水域以外の水域については、当該水域が所属する区域を都道府県知事が指定することとされている。

このため、県としては、県内の水域について水生生物の保全を積極的に図っていく観点から、順次、主要な水域について類型指定を行うこととしており、このたび、3に示す水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、貴審議会の意見を求めるものである。

3. 類型指定を予定している水域（8河川・1湖沼）

阿賀野川水系：湯川、旧湯川、宮川、旧宮川、日橋川、田付川、濁川、東山ダム
貯水池

阿武隈川水系：谷田川

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

平成21年11月

福島県生活環境部

1 水質環境基準の法的根拠等

(1) 水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

平成15年11月に「水生生物の保全に係る水質環境基準」（以下「水生生物保全環境基準」という。）が新たに「生活環境の保全に関する環境基準」として位置付けられ、類型ごとに基準が定められた。（河川に関する基準は次表のとおり。）

表1 河川に関する水生生物の保全に係る水質環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	第1の2の(2)*により 水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	

※「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の第1の2の(2)を示す。

(2) 環境基準の類型当てはめの権限について

環境基準の類型を当てはめる水域の指定（以下「類型指定」という。）については、環境基本法第16条第2項により、政令により国が指定する水域以外の水域については、当該水域が所属する区域を管轄する都道府県知事が指定することとされている。

(3) 水生生物保全環境基準の類型指定の基本的事項について

類型指定は、平成20年8月に一部改正された「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」に基づき行うこととされている。

この中で、類型指定を行うために必要な情報の把握については、下記ア～オの項目について行うこととされている。

- ア 水質の状況
- イ 水温の状況
- ウ 水域の構造等の状況
- エ 魚介類の生息の状況（下表の分類に従い分類を行う。）
- オ 産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報

表2 主な魚介類の淡水域における水域区分の分類

分類	生物 A	生物 B	その他
	主な種類（和名）	主な種類（和名）	主な種類（和名）
魚類	アマゴ・サツキマス	ウグイ	アユ
	ヤマメ・サクラマス	シラウオ	ワカサギ
	イワナ・アメマス	オイカワ	
	サケ（シロザケ）	フナ類	
	ニジマス	コイ	
	ヒメマス・ベニザケ	ドジョウ	
	カジカ	ナマズ	
		回遊性ヨシノボリ類	
		ウナギ	
		ボラ	
その他の生物		スジエビ	
		テナガエビ	
		ヒラテナガエビ	
		ミナミテナガエビ	
		ヌカエビ	
		モクズガニ	
		マンジミ	
		ヤマトシジミ	

出典：「水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について」（平成18年6月30日付け環境省水・大気環境局水環境課長通知）より作成

2 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定検討対象水域

本県において、BOD等の生活環境項目の環境基準が設定されている41河川、14湖沼（外に国指定：2河川1湖沼）について、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を行うこととしており、これまでに29河川、1湖沼について類型指定を行ってきた。

今回は、次の8河川、1湖沼について類型指定を検討する。

阿賀野川水系：日橋川、湯川、旧湯川、宮川、旧宮川、田付川、濁川、東山ダム貯水池

阿武隈川水系：谷田川

3 類型指定の検討対象水域の概要

水域	生活環境の保全に係る類型	水域の状況
日橋川	河川 A (pHを除く)	日橋川は、猪苗代湖からの流出点（左岸：会津若松市河東町地内、右岸：耶麻郡猪苗代町翁沢地内）から発し、耶麻郡磐梯町地内で大谷川、喜多方市塩川町地内で大深沢川、大塩川及び旧湯川などを合流し、同市塩川町会地地内で阿賀野川に合流する幹川流路延長約 25km の一級河川である。
湯川	滝見橋より 上流：河川 A 下流：河川 B	湯川は、会津若松市東山町湯川地内に水源を発し、同市内で古川などを合流し、旧湯川を分派した後に、同市神指町地内で阿賀野川に合流する幹川流路延長約 30km の一級河川である。
旧湯川	河川 B	旧湯川は、湯川の分派点（左岸：会津若松市神指町地内、右岸：同市緑町地内）から発し、河沼郡湯川村笈川地内で瀬川を合流し、喜多方市塩川町遠田地内で日橋川に合流する幹川流路延長約 13km の一級河川である。
宮川	河川 A	宮川は、大沼郡会津美里町松阪地内を水源とし、同町内で赤沢川、氷玉川などを合流した後に、河沼郡会津坂下町開津地内で旧宮川を分派し、同町宮古地内で阿賀野川に合流する幹川流路延長約 26km の一級河川である。
旧宮川	河川 B	旧宮川は、宮川の分派点（河沼郡会津坂下町開津地内）から発し、同町宇内地内で阿賀野川と合流する幹川流路延長約 13km の一級河川である。
田付川	猫ノ尾橋より 上流：河川 A 下流：河川 B	田付川は、喜多方市岩月町入田付地内を水源とし、同市内で応名川などを合流し、河沼郡会津坂下町青津地内で阿賀野川に合流する幹川流路延長約 27km の一級河川である。
濁川	濁橋より 上流：河川 A 下流：河川 B	濁川は、喜多方市熱塩加納町加納地内を水源とし、同市内で押切川などを合流し、同市慶徳町山科地内で阿賀野川に合流する幹川流路延長約 28km の一級河川である。
東山ダム貯水池	湖沼 A	東山ダム貯水池は、湯川総合開発事業の一環として、洪水調節、既得取水の安定化・河川環境の保全、上水道用水の供給を目的として昭和 58 年 3 月に完成した重力式コンクリートダム（集水面積 40.5km ² 、湛水面積 0.575km ² 、ダム高 70.0m、総貯水量 12,500 千立方メートル）である。
谷田川	河川 A (大滝根川として一括指定)	阿武隈川水系の谷田川は、郡山市田村町田母神地内を水源とし、同市内で黒石川などを合流し、同市内上野山（左岸）・大平町（右岸）地内で大滝根川に合流する幹川流路延長約 23km の一級河川である。

図 1 - 1 水生生物保全環境基準の類型指定検討対象水域 (概要)

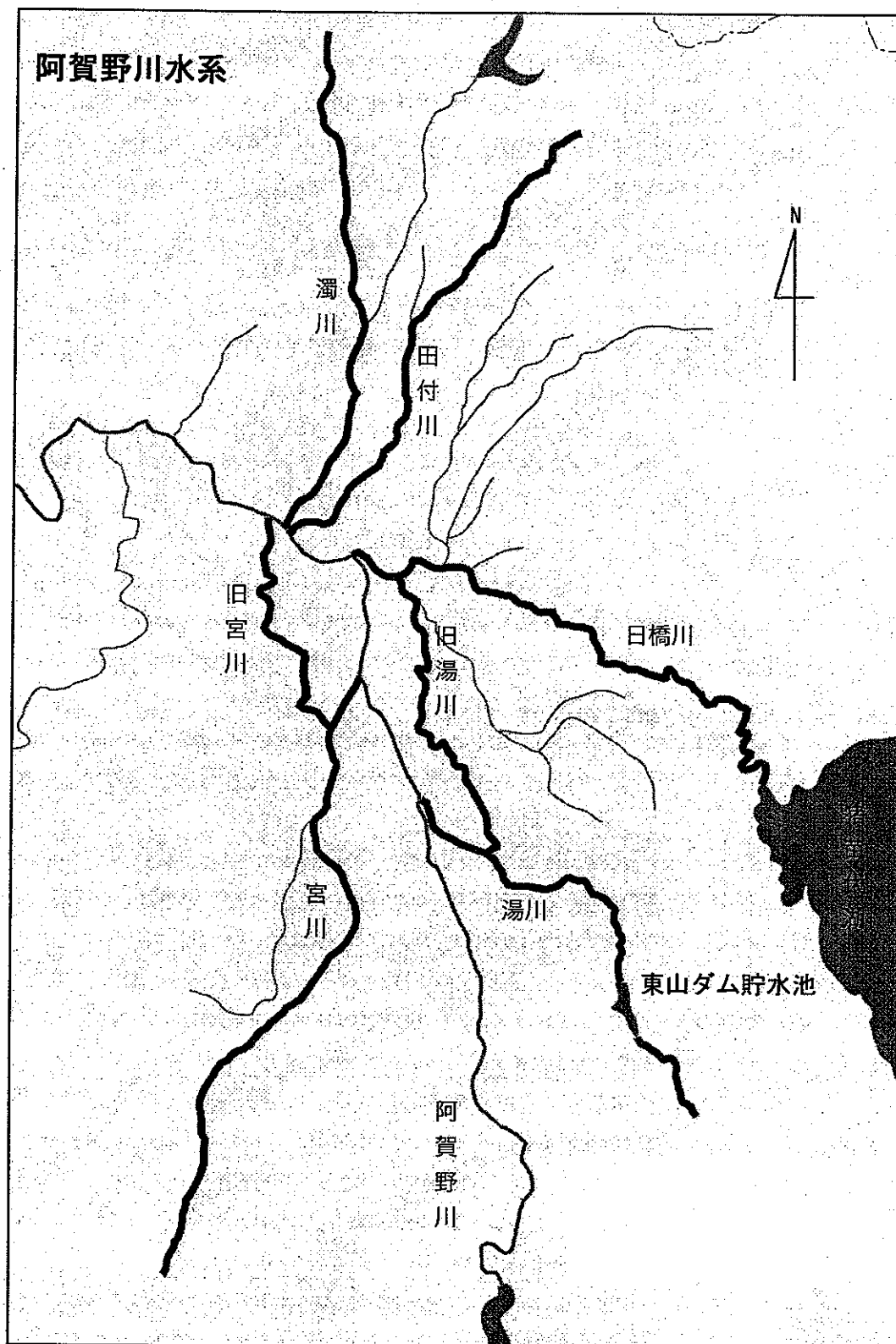


図1-2 水生生物保全環境基準の類型指定検討対象水域（詳細）

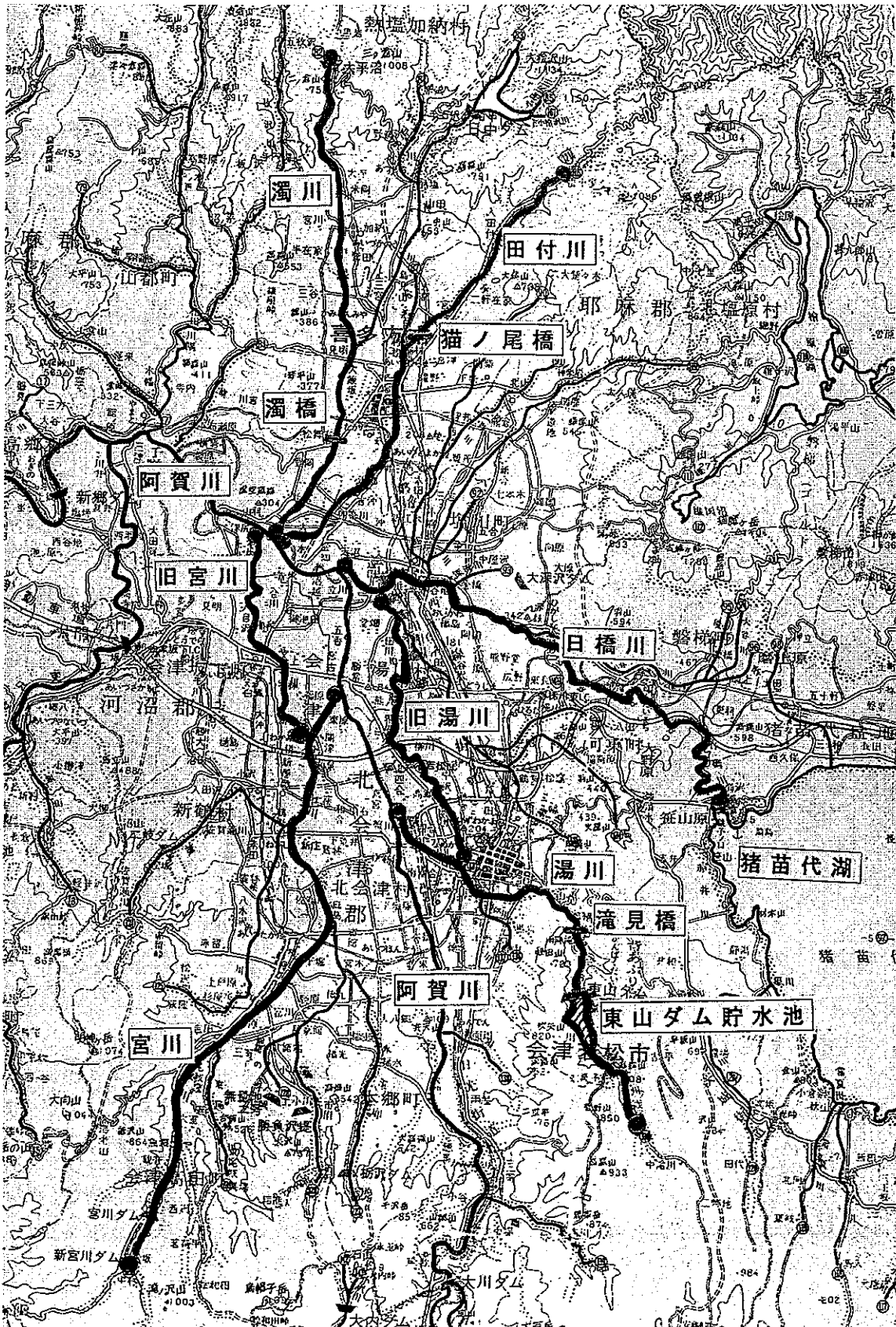


図 2 - 1 水生生物保全環境基準の類型指定検討対象水域 (概要)

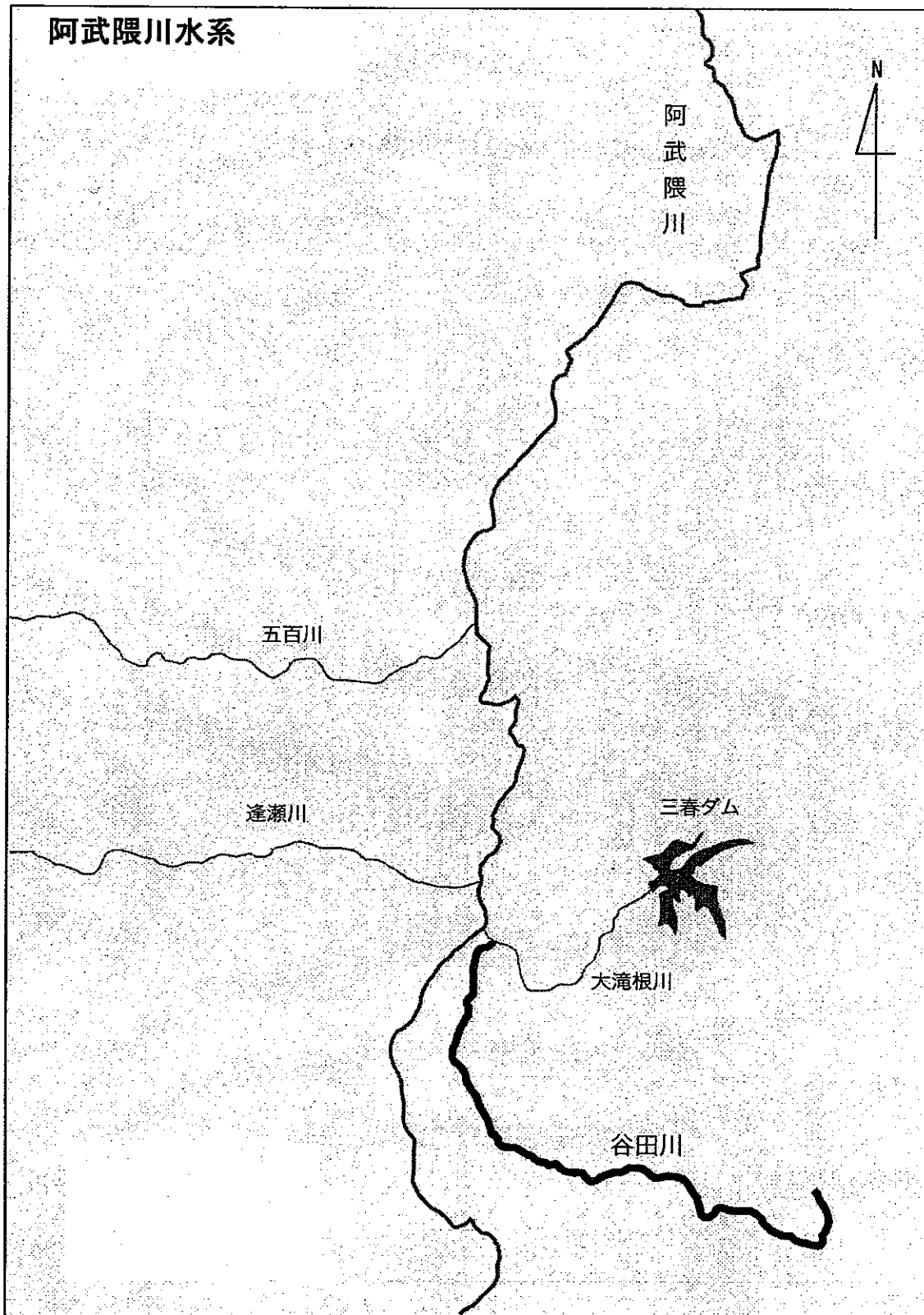


図2-2 水生生物保全環境基準の類型指定検討対象水域（詳細）



4 これまでの類型指定の状況と今後の予定

BOD 等生活環境項目の水質環境基準が設定されている 41 河川、14 湖沼（国指定の河川・湖沼を除く）において、これまで、下表のとおり水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定を行ってきたが、平成 22 年度以降も同指定の検討を順次行う予定である。

年 度	指定(予定)水域	水 域 名	備 考
平成 18 年度	15 河川	久慈川、小泉川、宇多川、真野川、新田川、請戸川、高瀬川、木戸川、浅見川、夏井川、仁井田川、好間川、藤原川、鮫川、蛭田川	指定済み
平成 19 年度	9 河川 1 湖沼	太滝根川、釈迦堂川、北須川、今出川、社川、黒川、大久川、小久川、小高川 千五沢ダム貯水池	指定済み
平成 20 年度	5 河川	逢瀬川、五百川、摺上川、広瀬川、小国川	指定済み
平成 21 年度	8 河川、1 湖沼	日橋川、湯川、旧湯川、宮川、旧宮川、田付川、濁川、谷田川、東山ダム貯水池	(本諮問)
平成 22 年度	2 河川 4 湖沼	只見川、伊南川、尾瀬沼、奥只見貯水池、田子倉貯水池、沼沢湖	(予定)
平成 23 年度	8 湖沼	雄国沼、檜原湖、曾原湖、小野川湖、秋元湖、磐梯五色沼湖沼群、猪苗代湖、羽鳥湖	(予定)
計	41 河川 14 湖沼	荒川、松川は、調査実施済みであるが、類型指定は見送り(平成 20 年度)。	

平成 24 年度以降、海域についても類型指定を検討する。

環境基本法等（抜粋）

1 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）（抜粋）

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に関するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

2 環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年11月19日政令第371号）（抜粋）

（環境基本法第十六条第二項の政令で定める水域）

第一条 環境基本法第十六条第二項の政令で定める水域は、別表に掲げる水域とする。

別表（第一条関係）

一 河川

イ 北上川水系の北上川

ロ 阿武隈川水系の阿武隈川

（略）

ソ 阿賀野川水系の阿賀野川

（略）

二 海域

（略）

3 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）（抜粋）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準（抜粋）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下

2 生活環境の保全に関する環境基準

- (1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。
 - ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
 - イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
 - ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
 - エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
 - オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
 - カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

第2 公共用水域の水質の測定方法等（略）

第3 環境基準の達成期間等（略）

第4 環境基準の見直し

- 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。
 - (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
 - (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
 - (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更
- 2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準 (抜粋)

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2mg/1 以上	—	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
 水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/l 以上	-	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	第1の2の (2)により 水域類型毎 に指定する 水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質(油 分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下	第1の2の (2)により 水域類型毎 に指定する 水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下	